

吹田市民営化保育所移管先選定委員会（第2回） 議事要旨

- 1 開催日時
平成28年1月26日（火） 午後7時～午後9時
- 2 開催場所
吹田市役所 高層棟4階 特別会議室
- 3 出席委員
9名
- 4 議題
 - (1) 吹田市民営化保育所移管先募集要領（案）について
 - (2) 移管先選定に係る審査項目（案）及び審査方法（案）等について
- 5 議事（要旨）

1 開会

委員長： 第2回の選定委員会を開催いたします。会議の成立を事務局にお願いいたします。

事務局： 本日から保護者代表2名の参画がございますので、出席委員は9名でございます。委員の半数以上の御出席を得ておりますので、委員会が成立している旨御報告いたします。

委員長： 続いて事務局から資料の説明をお願いいたします。

事務局： 【資料】について説明。

委員長： 事務局から何かありますか。

事務局： 先日、南保育園父母の会から委員長あての文書をお預かりしましたので、委員長にお渡ししています。この件についての取扱いを委員間で御審議いただければと思います。

委員長： 民営化される南保育園から届けられた文書ですので、皆さんに見ていただき

たいと思いますが、いかがでしょうか。

委員： 異議なし。

委員長： では、皆さんに配付してください。保護者委員の方、この文書について説明されますか。

委員： 保育所民営化ということで参加しました。保護者としてはまだまだ説明不足ということで反対している人もいますし、こども部からの説明にも納得できていない部分が大いにあります。それでも、平成 30 年度に民営化することですので、保護者代表を出さないのはよくないということで参加しました。

公立の保育園ということで安心して預けていたのですが、民間になるということは、保護者としては不安が大きいです。そうした不安をできるだけ取除いていくため、今回から参加することにしました。

私たちとしては、公立保育園が一番いいですが、民営化になってしまうということであれば今の保育に一番近いような民営化の保育にしたいと思っています。私たちでは解らないことを委員さんに手助けいただいて、保護者がこういう議論で納得できるようにと来させていただきました。

委員長： いただいた文章の内容は移管先の選定条件に関わることになっていきますので、今ここで文章の個別の内容について審議をするのではなく、今おっしゃった保護者の思いを踏まえながら、後ほど移管先募集要領等について審議を行いますので、そこで各委員から発言がいただければ幸いに思います。それでよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

2 吹田市民営化保育所移管先募集要領（案）

委員長： それでは、次第 2 吹田市民営化保育所移管先募集要領（案）について事務局からの説明を求めます。

事務局： 【吹田市民営化保育所移管先募集要領(案)】について説明。

委員長： 説明が終わりました。吹田市民営化保育所移管先募集要領（案）について審議を行います。御意見のある委員はおられますか。

委員： 先ほどの父母の会からの文書を見せていただいて、募集要領案と照らし合わせました。職員配置について文書には「20年から30年以上」と書いてありますが、民間で園長代理や主任という役職を置くときは、運営費が加算されるということがありますので、基本的には全ての私立保育所にいらっしゃると思います。わざわざ条件にしなくても良いのではと考えています。それから、看護師、発達支援保育についても「保育所運営に関する条件」に記載があります。また、給食は自園調理で食物アレルギーに対応することが「保育所運営に関する条件」に記載されています。

警備員の配置についてですが、南保育園では警備員ではなくシルバー人材センターから派遣された安全管理員が朝夕だけ配置されていますが、民間では警備員の資格をもっている方を配置する補助金があるので、これを活用しながら対応できると考えます。

最初の職員配置につきましては、20年～30年以上となると非常に高齢になってまいりますのでこれから雇用するとなると難しい話になります。

委員： 20年、30年経つと例えば園長先生とか、副園長とかの役職がつきますので、そういう役の人に20年から30年の経験をとということで、保育士という意味ではないです。

委員： 民間が新しく園を創られる場合、募集要項の保育所運営に関する条件を最低とするならば、それを上回ってくると思います。配置基準にある、10年の保育実務経験者が1人、3年以上の保育実務経験者が半分、残りが1、2年ばかりでは保育ができないので、例えば10年の経験者を3か4人入れるとか、調整されると思います。当然、園長や主任には経験者を入れてこられると思います。条件としてハードルをすごく高くしますと、いいところが応募して来ないことも考えられますので、子どもたちに負担がかかってしまうこともありますので、審査の際に加点していくことを提案させていただきます。

委員： 私の知っている市内の私立保育所の園長先生は全く保育経験がありません。家族経営なのでオーナーの息子さんの奥さんが園長をされています。そういった現状を知っているので、園長先生には2、30年の経験している方をおいてほしいというふうに書いてはどうかと思います。

委員： 2、30年はなかなか難しい部分があると思います。保育経験が30年となると55歳を超えてしまうことになり、運営が始まって直ぐ交代を考えなければならず、難しいと思います。

新しく園を運営する際に新任ばかりを配置することは通常考えられないです。

御心配はお察ししますが、民営化に手を挙げて来られる方は、しっかり運営できるか、安全の確保はできるかということを考えて応募していただけるのではないのでしょうか。

20年から30年の経験年数は条件として難しいと思いますが、選定時の加点といったかたちでやっていただければいいと思います。

委員： できれば、20年から30年の文章はここからは外しておいた方が・・・。

委員： 20年から30年の経験のある方は保育の世界でも貴重なところなので非常にハードルが高くなってしまおうというのは否めません。それよりは、熱意があるかとかを重視する方がよいのかなと思いますので、（保護者の皆さんには）そういうふうにお伝えいただければと思います。

委員： その件は、私も同感です。安心して子どもを預けるために、施設の代表の方には信頼がおける保育をしてほしいという想いと察しますが、ただ経験年数だけで計れるものではないと思います。その方の子どもに対する愛情であるとか、なかなか言葉で言い表せるものではないのですが、年数がいつているからといって必ずしもいいのかといえばそうとも言えないですし、提案の中で、こういう方を施設長として置きたいという提案者の思いであるとか、その人となりとかを見て判断していくことの方がよいのではないかと思います。選定委員会という中で、色々な提案を比較検討してここが一番よかろうと決めるわけですから、20年とか30年とかということより、ここはこういう方、ここはこういう方、その中でこの人は立派だという見方をしていた方が結果としてはよい選定ができるのではないかと思います。

委員： 1事業者しか応募がなければ比較するところがないですが、それでも選定を続けるのですか。

事務局： 最低点というのを設けさせていただいて、ヒアリング後採点した結果、それを上回らなければ不相当として再募集します。1事業者しかないからといって自動的にその事業者が決まるということはありません。

委員： 各委員で点数をつけると開きが出ますよね、120点を超えている人といない人と。

120 点以上が過半数だったら進めるということですか。

事務局： 審査方法の案として、最低点を 120 点と考えています。また、【資料 9】にありますように出席委員の過半数が 120 点以上の採点をしていることを選定の条件としたいと考えています。この件につきましては、次の案件で御説明します。

委員： 第 1 回の議事録を見たのですが、選定の結果を市議会に報告するのですか。その前に、南保育園の廃止条例を議会に提案するのですか。

事務局： 事業者が決まって、合同保育が始まっている段階で、保育所を廃止する条例を市議会に提案します。民営化の前年の 9 月ごろの市議会を考えています。
廃止の条例は民営化が前提となります。選定委員会で選定しても議会が止まれば一旦凍結ということになります。

委員： 保護者の不安は分かります。今示されている募集要領の中と保護者の想いで違いのあるところはどこですか。

事務局： 今回保護者会からご提出いただいた文書に、項目を挙げて記載されています。警備員等を配置することは、募集要領で全く触れていなかった部分です。参考資料で記載しているように南保育園が安全管理員 2 名を配置しています。保護者の意見を踏まえるには、南保育園で朝夕に配置している安全管理員と同様に子ども達の出入りを人の目で確認することを条件とすることが必要です。昼間はオートロックで必ず顔を見てからドアを開けるようにしています。安全面を考慮し、要望に沿うべき事項です。

保護者からいただいた文書には考え方や理由が書いてあります。叶う部分は募集時の条件に含めることができますし、条件に含められない部分であっても採点するときに合致しなければ、低い点数をつけることができます。

職員配置での経験に関することも、申込書様式に移管保育所に予定される職員の記入欄に施設長、主任保育士とあらかじめ書かれており、配置することは大前提となっています。

副委員長： 安全管理員の配置は条件に追加されますか。それならば、申込書様式の中に安全管理員の記載がないので、このままの様式では朝夕の安全管理について提案されない可能性があります。記載されなければ採点の際に判断ができません。

事務局： では、保護者の御意見を採り入れ、警備員やシルバー人材センター等で朝夕の安全を確保するために職員を配置する内容で募集要領に記載し、次回に提案します。また、申込書様式に朝夕の登降園の際に、どう対応するかを記載していただけるような様式とし提案いたします。

3 移管先選定に係る審査項目（案）及び審査方法（案）等について

委員長： 次第3の移管先選定に係る審査項目(案)及び審査方法(案)等について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： 【移管先選定に係る審査項目(案)及び審査方法(案)等】について説明。

委員： 移管先選定に係る審査項目(案)についてですが、1項目配点が5点で合計200点。項目も配点もすべてこのままですか。それともこの場で修正できるのですか。

事務局： 事務局の提案としまして、選定項目1項目を5点にして40項目合計を200点に、それぞれ重要な内容ですが、特に理念に基づく保育への取組みは50点と項目を増やして配点しています。また、項目ごとに5点、3点、1点をつけていただきたいと考えています。

委員： 全て5点は分かりやすい気がします。この後の議論により、項目を増やすなどの修正はできますか。

事務局： 他の項目を増やすことは可能ですし、必要が無ければ削ることもできます。これらの項目は、公立の保育を引継ぐため、現場の園長や保育士と1年間検討し決めさせていただいたものです。

委員： 応募事業者が2事業者以内であれば、書類審査は無くなるのですか。その際、我々委員は応募された書類を見られないのですか。

事務局： 書類審査は、応募総数から2事業者に絞り込むための作業です。実地調査及び面接調査を行うために必要ですので、応募書類は各委員にお渡し、内容を御確認いただきます。

委員： この案では、2事業者以内であれば書類審査では120点を満たさなくても実地調査及び面接調査に進むのですか。

事務局：書類審査では多数の応募事業者を2つに絞ることが目的ですので、この時点で120点を満たさないとヒアリングへ進めないということではありません。

委員：書類審査と現地を見た後の最終審査では点数が大きく変わります。それだけ応募書類での採点には難しさがあります。また、応募書類の提案内容によっては0点になる場合もありますか。

事務局：応募事業者は現在吹田市で保育を実践されておられることが条件なので0点は考えにくいですが、仮に応募書類が空白であれば、0点もあります。

委員：200点満点だと、安全管理や食への取組みで、採点に偏りが生じる可能性がある。そんな場合はどう判断するのですか。たとえば一つの項目に改善を要するケースなどがあった場合に改善要望を出して、改善されるのですか。それとも再度応募になるのですか。

事務局：合計点で判断することになりますので、例えば安全面では手薄でも他が充実しておれば、選定されることになります。その場合は合同保育、引継ぎ保育を通して事業者が公立で行なっている保育内容と同等のレベルまでしっかり引継げるようにしたいと考えます。

事業者にはヒアリングを通して、どういう姿勢で臨まれるのか等も聞き取って採点していただきたいと思います。

委員：たとえば3事業者が応募してきた場合、2事業者に絞り込む場合は書類審査だけで1事業者を外すのですか。書類作成がうまいところとそうでないところもあるでしょうから、他の選定会議では全ての事業者に対して現地調査とプレゼンで選定を行うケースがありましたので書類審査だけで1事業者を落とすというのは、どうかと思います。

事務局：提案しているスケジュールでは、現在、現地へヒアリングに行く日を2日間しか設けていません。これは書類審査で2事業者に絞り込んで、その2事業者をしっかりと審査する時間を設けるというものです。今後、5園を民営化する計画であることを踏まえたと、応募を検討している事業者も、特定の保育所に絞り込んで応募するものと考えて提案しています。

委員：〇〇委員と同意見です。応募書類では判断できません。以前に全部の事業者

を見たいと言ったら、委員のみなさんも忙しいので、実地調査及び面接調査の日程以外で、委員が個別に事業者を見に行く事はできますとの回答でした。個別に見ても(書類で)落選した事業者だったら意味がないのですが。

事務局： 個別にといいましたのは、9名全委員で実地調査するための日程調整が難しいからです。もっと詳しく現地を調査することを希望される委員については、別途事業者と日程調整し実施するという方法もあるとお伝えしたものです。

委員： 実地調査は事業者と日程調整してからですか。抜き打ちで行けませんか。

事務局： 予め日程調整を行います。行事等が行われていると通常の保育を見ることができなくなるからです。また、2事業者の実地調査する場合は、適切に審査できるように実地調査の日程が近い方がいいと考えています。

委員： 募集要領には学校法人が入っていますが、幼稚園しか運営されていない場合、適切な保育が出来るのか疑問です。

事務局： 学校法人でも3歳以上の幼稚園の子どもの他に小規模保育事業を行っている事業者や、他市で保育所を運営している場合等、0歳から2歳までの乳児の保育経験がある事業者があります。全く経験のない学校法人は、行っていない保育の提案をいただくこととなりますので、そこは採点の際、反映できると思われれます。

委員： 先程、委員間で採点に偏りが出た場合を危惧する意見がありましたが、募集要領に懇談、苦情解決等についての記載がありますので、保護者と話し合っただくことで解決できると思います。選定委員会で審査の際に悪かった項目は事業者にフィードバックして、引継ぎの際に活かすこともできるのではと考えます。

委員： 話は戻りますが、現地調査に行ったときに過半数以上の委員から、書類審査で選ばれなかった園を見てもよと意見が出た場合に行けますか。

委員： 提案の2事業者なら、実地調査は1か所1時間程度の予定ですか。難しいところだが、我々がやろうと思えば、3事業者の調査も可能です。応募のあった事業者は全て現地調査をした方がいいと考えます。

委員長： 本当に保育内容の全部を調査するならば、登園から降園までになるんです。全ての園を現地調査する方が保護者の方もいいでしょうが、それが多くなれば行けますか。そうなるかどうかですね。

委員： 多くの園を見たいというお気持ちは分かりますが、応募事業者が3事業者なら見るが、7つなら無理ですね。現実的な落としどころをみつけた方がよいと思います。実際にたくさんのところを見て、その中から選びたいという気持ちはすごくよく分かりますけれど、1時間ではわからないので、少なくとも半日みたいになって時間がかかってしまうと思います。

委員： 多数の応募があるとは思っていませんが、3事業者ぐらいたして書類にも差がない場合は実際に目で見たいと思います。書類でわかることもあると思うので、そこは絞ってはいきたいと思います。

委員： 書類審査で競った場合、2つにするか3つにするかはそのときの状況によると思います。競った場合は、実地調査を増やしたらいいですよ。だからこそ、現地を見られる範囲の数字にしておかないといけないですよ。

副委員長： 今のお話だと、競った場合には3事業者もあり得るということですか。

委員長： そういった柔軟な対応は可能ですか。

事務局： 3事業者以上も見学したいという事が皆さんの総意であれば、スケジュール調整を行い、ご期待に添えるようにいたします。ただし、数についてはどこかで線引きする必要があると思います。事業者の数を見て判断するなら、第4回の選定委員会の時、書類審査でいくつにするのかを決めておく必要があります。

副委員長： 前提として、2事業者に絞り込む過程は外部には出ないですね。

事務局： 過程は外部には出ません。

委員： 弾力的に審査ができるようにしてください。

副委員長： 今までの経験からすると、点差が開いている場合、現地に行って逆転するようなことはほぼないです。1点差や2点差ならともかく、10点から20点の差が開いているのに現地に行ったらすごくよかったなんてことはないです。丁寧

に書類が書けないということ自体に問題がでていると考えられるので、ある程度書類で判断してもよいのではないかと思います。

委員： 登園から降園までという話や、抜き打ち調査の意見もありましたが、見る人が見ればわかるものです。第三者評価を行った経験から、ポイントを押さえて見れば取り繕っているのか普段の保育かは分かります。当然、保護者委員の方も保護者目線で見ていただけたらと思います。

委員長： 保護者の納得がベースにありますので、1時間で納得できるのであればそれで良いですし、ずっとということであれば現場も大変でしょう。

委員： 見られるのなら長い時間見たいが、1園、2園、3園となってきた、それを1日、2日で終わらせるとなってくると。午前、午後というけど園によっては午前だけしか見られなかったり、次の園に行って午後しか見られなかったり。やはり、1園ずつ午前だったら全部午前の保育を見てみたいです。

委員： 午後に行ったらお昼寝していますし、同等な条件でということですね。

委員： 申込書類に市が行った監査結果について提出いただくので、あらかじめ指摘事項や問題点があるかどうか確認できるので、それを踏まえて見学できます。ポイントを絞らないと1時間で見きれないですから、提出書類で問題点の有無を確認しておくことが合理的だと思います。

委員： 監査も抜き打ちではないですよ、うまくやっている園もあると思います。全てを信用するのはちょっとどうかと思います。どの園も同じ時間帯で、9時半か10時ぐらいから給食後くらいまで見られたら良いと思います。

委員： 保育というのは積み重ねでして、ある日突然良い保育をするというのはなかなか簡単なことではありません。1年間毎日毎日保育を進めて行っている中で子どもを育てているわけで、その中で日々の保育の姿として表れてくることを御覧いただけたらと思います。5園あれば、5園とも違います。それが良いか悪いかはその人の見方によると思いますが、民間園では、それぞれに特色がありそれぞれが理想とする保育を目指してやっています。違いがあってもそこにはそういうやり方があるのかとか、これはいいなというふうな目で見ていただければと思います。点数の話で偏りということが出ていましたが、人間でもそうですが、良いところがあれば足りないところもあると思います。良いところ

は良い、足りない部分は頑張ってください、その園が一層伸びていく、保護者の皆さんの意見を聞いて発展してくようなあり方でありたいと思います。

何かごまかしてくるのではないかというような御不安もよくわかるのですが、応募してくる事業者というのは、ここの園を引き継いでよりよくしようという思いがないと応募できないと思います。疑いの目でなく、それぞれの事業者の良い面や特色を感じていくという事も大事ではないかと思います。

委員： 現地調査の後のヒアリングが大事かと思いますが、見方、感じ方はいろいろ違いますので。

委員： 見学の時、クラスの保育士に質問はできますか。

事務局： 保育中の最中に声をかけるのは難しいと思っていますので、現場で調査に対応する代表者や園長などに質問をしていただくことになります。

委員： クラスの中に入るのではなく、全体を少しずつ見るのですか。

事務局： 施設全体を案内していただき、保育の内容について代表者や園長に説明を受けます。応募書類の内容や疑問点についてはヒアリングで質問していただきます。

委員： 実地調査に行くと、子どもがのびのび過ごしているか、保育士と子どもがどういう関係にあるかはよく分かります。私立保育園の保育内容及び運営について書かれていることを、場面を想定しながら見ていただければ、分かっていただけだと思います。スケジュールでは現地調査を5月に実施するので0歳、1歳児には微妙な時期なのでその辺りも考慮して審査いただければと思います。

委員： 給食の献立や切り方、盛り付け等を採点するとありますが給食の写真を添付するよう文言に加えられませんか。

事務局： 可能です。

委員長： 応募事業者の提出する内容がずれている場合は、各委員の主観になっていいのですか。

事務局： 公立保育所の現場の意見を採り入れ内容を整理したのですが、事業者から公

立が行っていない、高い点がつくこともあると思います。

委員長： それでは、今回、皆様からいただきました御意見を踏まえ、次回までに事務局で準備をよろしくお願いいいたします。それでは、以上で本日の審議は終了しますが、事務局から何かございますか。

4 今後のスケジュール (案)

事務局： 次回の3回目の委員会は平成28年2月16日(火)19時からの予定とさせていただきます。以上でございます。

委員長： これで本日の案件はすべて終了しました。以上をもちまして、本日の委員会を閉会します。お疲れ様でした。ありがとうございました。